◆加算料金表◆

→ フロチーバイ ユン ユス → 入居者に共通して加算される費用 該当者のみ加算される費用 該当者のみ加算される費用							
	利用者負担額		加算		利用者負担額		
科学的介護推過	50単位/月		初期加算 ※1		30単位/日		
安全対策体制力	20単位		個別機能訓練加算(I)		12単位/日		
看護体制加算	12単位/日		個別機能訓練加算 (II)		20単位/月		
看護体制加算	23単位/日		個別機能訓練加算 (III)		20単位/月		
夜勤職員配置加	46単位/日		生活機能向上連携加算		100単位/月		
日常生活継続す	46単位/日		排せつ支援加算 (Ⅰ)		10単位/月		
サービス提供体	22単位/日		排せつ支援加算 (Ⅱ)		15単位/月		
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		18単位/日		排せつ支援加算 (Ⅲ)		20単位/月	
サービス提供は	6単位/日		経口移行加算		28単位/日		
栄養マネジメン	11単位/日		経口維持加算		400単位/月		
ADL維持等加算	30単位/月		療養食加算		18単位/日		
ADL維持等加算(Ⅱ)		60単位/月		再入所時栄養連携加算 ※5		400単位/回	
褥瘡マネジメント加算 (I)		3単位/月		退所時栄養情報連携加算 ※5		70単位/回	
自立支援促進加算		280単位/月		口腔衛生管理加算(Ⅰ)		90単位/月	
協力医療機関連携加算 ※7		100単位/月		口腔衛生管理加算(Ⅱ)		110単位/月	
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)		10単位/月		褥瘡マネジメント加算 (II)		13単位/月	
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)		5単位/月		精神科医師療養指導加算		5単位/日	
新興感染症等施設療養費		240単位/日		認知症行動・心理症状緊急対応加算※2		200単位/日	
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)		100単位/月		在宅復帰支援機能加算		10単位/日	
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)		10単位/月		精神科医療指導加算		5 単位/日	
介護職員等処遇改善加算 所定単位数の14%を			122/ / 3	入院・外泊時加算 ※3		246単位/日(月6回まで)	
			ます。	認知症専門ケア加算()		3 単位/日	
			認知症専門ケア加算(Ⅱ)		4 単位/日		
 その他介護保険基準外サービス			若年性認知症受入加算		120単位/日		
	外来受診代			認知症チームケア推進力	170	150単位/月	
健康管理費	往診代			認知症チームケア推進加算(Ⅱ)		120単位/月	
	<u></u> 薬代				. ,	工	
		予防接種 レクリエーション等に係る材料費 外出時の昼食代、入園、入館料等		看取り介護加算(Ⅰ) ※4		144単位(死亡日30日前~4日前)	
					680単位(死亡日の前日及び前々日)		
教養娯楽費					1,280単位(亡くなった日)		
 特別な食事	利用者の希望に基づく食事		(1) 通常の勤		, ,		
理・美容代			†	配置医師緊急時対応加算	(2) 早朝・夜		650単位/回
その他	クリーニング取り次ぎ代 ※8				(3) 深夜の場合		1300単位/回
	おやつ飲料代	51		 在宅・入所相互利用	· ·		
	寝具賃貸料		 円/日	退所前訪問相談援助加算		460単位/回	
汚染等による寝具洗濯料			退所後訪問相談援助加算		(各1回限り)		
 掛布団			退所時相談援助加算		400単位(1回限り)		
肌布団	880円/枚 全部で3カセット			退所前連携加算		500単位(1回限り)	
					2 2 3 1 - 1.		
マットレスカバー 220円/枚 防水シーツ 132円/枚			•				
	程度とします。	• •	】 ※5 1月に1回を限度に算定します。				
※2 入居日から起算して7日を限度として算定します。				※6 入居時に1回を限度に算定します。			
※3 月をまたがる場合は最大で連続13泊(12日)。				※7 R7年4月より50単位/月に変更します。			
※4 施設を退去された月と死亡された月が異なる場合、施設に							
入居されていない月についても、看取り介護加算の請求を行う							

入居されていない月についても、看取り介護加算の請求を行う

場合があります。

- ・金沢市は7級地につき、1単位10.14円として計算します。
- (基本単位数+加算)×10.14円×1割または2割または3割(負担割合証記載の割合)が介護保険負担額となります。
- ・料金はあくまでも目安の表記となります。入居者の身体状況又は職員の配置状況などにより、加算算定に変更が生じる場合があります。
- ・おむつ代、洗濯代は介護保険給付対象となっていますので、ご負担の必要はありません。